

川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を  
改正する規則の制定について

川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

川崎市教育委員会事務局事務分掌規則（昭和46年川崎市教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

第4条の表職員部の部給与厚生課の項に次の1号を加える。

（8）職員等の健康管理に関する事。

第4条の表学校教育部の部中

「（2）学校運営の支援に関する事。

（3）小杉小学校開校準備に関する事。」

を

「（2）学校運営の支援に関する事。」

に改め、同表健康給食推進室の部を次のように改める。

健康給食推進室

（1）学校給食に関する事。

（2）学校給食を活用した食育の推進に関する事。

（3）学校給食センターに関する事。

（4）公益財団法人川崎市学校給食会に関する事。

第9条中「の各号」を削り、同条第1号中「及び部室間」を削る。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

## 制 定 理 由

小杉小学校開校準備担当の廃止に伴い、所要の整備を行うこと等のため、この規則を制定するものである。

川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市教育委員会事務局事務分掌規則 昭和46年10月14日教委規則第19号</p> <p>(第1条～第3条 略) (事務分掌)</p> <p>第4条 事務局の事務分掌は、次のとおりとする。 (中略)</p> <p>職員部 (中略)</p> <p>給与厚生課</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 職員等の給与の支給に関すること。</li> <li>(2) 職員等の被服貸与に関すること。</li> <li>(3) 一般財団法人川崎市立学校教職員互助会に関すること。</li> <li>(4) 公立学校共済組合との連絡調整に関すること。</li> <li>(5) 職員等の安全衛生管理及び公務災害補償に関すること。</li> <li>(6) 職員等の旅費の認定に関すること。</li> <li>(7) 職員等の福利厚生に関すること。</li> <li>(8) <u>職員等の健康管理に関すること。</u></li> </ol> <p>学校教育部</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 学校と地域の連携の強化及び推進に関すること。</li> <li>(2) 学校運営の支援に関すること。</li> </ol> <p>(削る) (中略)</p> <p>健康給食推進室</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>学校給食に関すること。</u></li> <li>(2) <u>学校給食を活用した食育の推進に関すること。</u></li> <li>(3) <u>学校給食センターに関すること。</u></li> </ol>	<p>○川崎市教育委員会事務局事務分掌規則 昭和46年10月14日教委規則第19号</p> <p>(第1条～第3条 略) (事務分掌)</p> <p>第4条 事務局の事務分掌は、次のとおりとする。 (中略)</p> <p>職員部 (中略)</p> <p>給与厚生課</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 職員等の給与の支給に関すること。</li> <li>(2) 職員等の被服貸与に関すること。</li> <li>(3) 一般財団法人川崎市立学校教職員互助会に関すること。</li> <li>(4) 公立学校共済組合との連絡調整に関すること。</li> <li>(5) 職員等の安全衛生管理及び公務災害補償に関すること。</li> <li>(6) 職員等の旅費の認定に関すること。</li> <li>(7) 職員等の福利厚生に関すること。</li> </ol> <p>学校教育部</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 学校と地域の連携の強化及び推進に関すること。</li> <li>(2) 学校運営の支援に関すること。</li> <li>(3) <u>小杉小学校開校準備に関すること。</u></li> </ol> <p>(中略)</p> <p>健康給食推進室</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>給食指導に係る調査及び企画立案に関すること。</u></li> <li>(2) <u>学校給食に関すること。</u></li> <li>(3) <u>公益財団法人川崎市学校給食会に関すること。</u></li> </ol>

改正後	改正前
<p>(4) <u>公益財団法人川崎市学校給食会に関すること。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(主管事務の決定)</p> <p>第9条 主管の明らかでない事務は、次に定めるところにより決定する。</p> <p>(1) 部間にあつては、教育次長</p> <p>(2) 課間にあつては、部長</p> <p>(3) 係間にあつては、課長</p> <p>(以下 略)</p>	<p>(4) <u>中学校給食の実施に係る調査、計画及び整備に関すること。</u></p> <p>(5) <u>中学校給食推進会議に関すること。</u></p> <p>(6) <u>中学校給食を活用した食育の推進に関すること。</u></p> <p>(7) <u>学校給食センターに関すること。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(主管事務の決定)</p> <p>第9条 主管の明らかでない事務は、次の各号に定めるところにより決定する。</p> <p>(1) 部間及び部室間にあつては、教育次長</p> <p>(2) 課間にあつては、部長</p> <p>(3) 係間にあつては、課長</p> <p>(以下 略)</p>